第28 パッケージ型消火設備

1 機器点検

1 機都尽快						
点	検	項	目		点検方法(留意事項は※で示す。)	判 定 方 法(留意事項は※で示す。)
パッケージ	周	囲の) 状	況	目視及び棒状温度計(JIS規格品)等により確認する。	ア 周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。 イ 湿度が著しき高くなく、温度が 40℃以下であること。 ウ 直射日光、雨水等がかかるおそれが少ないこと。
	外			形	目視及び扉の開閉操作により確認する。	ア 変形、損傷等がないこと。 イ 床又は壁に堅固に固定されていること。 ウ 扉の開閉が容易で、確実にできること。
	表			示	目視により確認する。	ア パッケージ型消火設備である旨の表示等に損傷、脱落、汚損、不鮮明な部分がなく、適正であること。 イ 「パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」(平成16年消防庁告示第12号)に定める基準に適合するものとして、総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、当該基準に適合するものである場合、その旨の認定合格証が貼付されていること。
	表	亦	•	灯	目視により確認する。	ア 変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。 イ 取付面と 15 度以上の角度となる方向に沿って 10m 離れたところから容易に識別できること。
	設	置	場	所	巻き尺等により計測する。	階ごとに、その階の各部分から 1 のホース接続口までの水平距離が、 I 型にあっては 20 m 以下、 I 型にあっては 15 m 以下にとなるように設置されていること。
蓄圧式消火 剤貯蔵容器 等	消力	火 剤 貯	『蔵 容	器	目視により確認する。	ア 貯蔵容器、取付枠、各種計器等に変形、損傷、著しい腐食、錆、塗装のはく離等がないこと。 イ 容器本体は、取付枠又は架台に容器押え等により確実に固定されていること。
	安	全	装	置	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がなく、開閉位置が正常であること。
	消	火	薬	剤	口より最小必要量のサンプルを取り出	ア 変質、腐敗、沈殿物、著しい汚れ等がないこと。 イ 規定量以上貯蔵されていること。 ※ 結果は質量票、点検票等に容器番号、充てん量を記録しておくこと。
	容器弁	外		形	目視により確認する。	ア 変質、腐敗、沈殿物、著しい腐食等がないこと。 イ 「不活性ガス消火設備の容器弁、安全装置及び破壊板の基準」(平成 51 年消防 庁告示第 9 号)に定める基準に適合するものであること。又は総務大臣若しくは 消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、当該基準に適合するものであ る場合、その旨の認定マークが貼付されていること。 ※ 点検時の放出事故防止のため、強い衝撃を与えないこと。

		安	全	性	「消防用設備等の点検要領の一部改正について(平成26年3月31日付け消防予第138号)」別添2「不活性ガス消火設備等の容器弁等の点検要領」に規定する点検方法に従い、以下の項目を確認する。 ① 外観点検② 構造、形状、寸法点検③ 耐圧性能点検④ 気密性能点検	
	安全装置(容器弁に記	外		形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
	設けられたものに限る。)	安	全	性	114747141814111111111111111111111111111	138 号)」別添 2「不活性ガス消火設備等の容器弁等の点検要領」に規定する判定方
	バ	ル	ブ	類	目視及び手で操作することにより確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ 開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。 ※ 点検終了後は、元の開閉状態に復元させておくこと。
	指:	示	E 力	計	目視により確認する。	ア 変形、損傷等がないこと。 イ 指示圧力値が適正であり、正常に作動すること。 ※ 指針が適正範囲外の位置にある場合は、容器及び消火薬剤等の点検を行うこと。
加圧式消火 剤貯蔵容器 等	消火	: 剤 貯	党 蔵 容	· 器	目視により確認する。	ア 貯蔵容器、取付枠、各種計器等に変形、損傷、著しい腐食、錆、塗装のはく離等がないこと。 イ 容器本体は、取付枠又は架台に容器押え等により確実に固定されていること。
	安	全	装	置	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がなく、開閉位置が正常であること。

幹	肖	火	薬	剤	口より最小必要量のサンプルを取り出	変質、腐敗、沈殿物、著しい汚れ等がないこと。 規定量以上貯蔵されていること。 結果は質量票、点検票等に容器番号、充てん量を記録して:	おくこと。
,	3	ル	ブ	類	目視及び手で操作することにより確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。 点検終了後は、元の開閉状態に復元させておくこと。	
<i>J</i> .	Ŧ.	加 圧 用 ガ ス 容 器	外	形	目視により確認する。	貯蔵容器、取付枠、各種計器等に変形、損傷、著しい腐食、 がないこと。 容器本体は取付枠又は架台に容器押さえ等により、確実に 。	
Ž	ス容		表	示	目視により確認する。	ガス保安法により、高圧ガス貯蔵所(高圧ガス 300m³)に 、同法令に定められた標識等が適正に設けられていること。	
岩		j z	Z	量	ク等を閉鎖して、容器弁を手動操作又 は容器弁開放装置を作動させて開放	窒素ガスを用いるものにあっては、次によること。) 規定のガス量以上貯蔵されていること。) 周囲温度における設定圧力値との差が 10%以内であるこで酸化炭素を用いるものにあっては、次によること。) 所定のガス量との差が 10%以内で貯蔵されていること。) 充てん比は 1.5 以上であること。 結果は質量票、点検票等に容器番号、充てん量を記録して	J

				取り外し、加圧用ガス容器を取り出して容器の総質量を測定する。 ③ 封板式のものにあっては、質量測定又は検圧治具を用いて圧力を測定する。 ④ 指示圧力計付の容器に窒素ガスを貯蔵するものにあっては、指示圧力計の指度を確認する。 (2) 二酸化炭素を用いるもの ① スパナ、レンチ等により連結管、固定用押え等を取り外し、加圧用ガス容器を取り出す。 ② 容器ごと計量器にのせ総質量を計る。 ③ 総質量から容器質量及び開放装置の質量を引く。	
容器弁	外	7	形	目視により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ 「不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準」(平成 51 年消防庁告示第 9 号)に定める基準に適合するものであること。又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、当該基準に適合するものである場合、その旨の認定マークが貼付されていること。 ※ 点検時の放出事故防止のため、強い衝撃を与えないこと。
	安	全(138 号)」別添2「不活性ガス消火設備等の容器弁等の点検要領」に規定する判定方

		安全装置	外		形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
		(容器弁に設けられたものに限る。)	安	全	性		「消防用設備等の点検要領の一部改正について(平成26年3月31日付け消防予第138号)」別添2「不活性ガス消火設備等の容器弁等の点検要領」に規定する判定方法による。
		バ	ル	ブ	類		ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ 開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。 ※ 点検終了後は、元の開閉状態に復元させておくこと。
		圧	力;	調整	整 器	目視及び次の操作により確認する。 圧力調整器の二次側に取り付けられている 点検コック又はこれにかわる弁を閉止し、 容器弁を手動操作又は容器弁開放装置を作 動させて開放し、圧力計の指度及び指針の 作動を確認する。	ア 変形、損傷、脱落、ガス漏れ等がなく、容器弁等に確実に固定されていること。 イ 一次側圧力計の指針が円滑で所定圧力値を示すこと。 ウ 二次側圧力計の指針が円滑で設定圧力値を示し、機能が正常であること。
手動式起動	周	井	の	状	況	目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
操 作 部	外				形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
	表				示	目視により確認する。	汚損、不鮮明な部分がなく、適正になされていること。
	機				能	二次側のガス導入弁等を閉止し、排気弁等 を開放し、直接操作により確認する。	バルブ類等の操作が容易に行えること。 ※ 操作部が手動による開閉バルブ以外のものにあって、スプリングによる押圧等 によって容器弁を開放するものにあっては、貯蔵容器用又は起動用ガス容器の容器 弁開放装置をすべて取り外して起動装置を操作し、容器弁開放装置等の作動状況を 確認する。
配					管	目視により確認する。	ア 漏れ、変形、損傷等がなく、確実に接続されていること。

ホース、ホー		ホースリール又はホース架から引き出して	ア 変形、損傷、老化、接続部の緩み等がないこと。
スリール又		目視及び巻尺等により確認する。	イ ホースリール又はホース架からノズルの先端までの長さは、I型にあっては
はホース架、			25m以上、Ⅱ型にあっては 20m 以上であること。
ノズル並び		目視及び手で操作することにより確認す	ア変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
にノズル	ホース架		イ ホースの引出し、収納(巻戻し)が円滑に行えること。
開閉弁	ノ ズ ル	目視及び手で操作することにより確認す	著しい腐食、つまり等がないこと。
		る。	
	ノズル開閉弁	目視及び手で操作することにより確認す	ア変形、損傷、著しい腐食がないこと。
		る。	イ 開閉操作は容易に行えること。
			※ 開閉弁は常時「閉」の状態であること。

2 総合点検

点	検	項	ĺ	目		点検方法(留意事項は※で示す。)	判 定 方 法 (留意事項は※で示す。)
ノズ	ル	開		放	弁	手動式起動操作部を起動させて次により確	ア ホース引出し及びノズル開閉弁等に異常がなく、試験用ガスが正常に放射され
ホース	及 び	木 一	- Z	接	続 部	(1) 試験用ガスによる放射は、設置されて	ること。 イ ホース及びホース接続部からの試験用ガスの漏れがないこと。 ※(ア) 設置されている加圧用ガス容器による点検の場合では、点検後、当該加圧 用ガス容器の再充てんを行うこと。この場合、高圧ガス保安法に基づく容器検 査又は容器再検査を受けて、これに合格したものを使用すること。 (4) 点検終了後は、すべて確実に復元しておくこと。